

羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第2日）

議事日程 令和8年3月10日（火曜日）午前 9時30分 開 議

第 1 開 議

第 2 審査事項

1) 議案第 2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、都市民生委員会
所管分

2) 議案第 7号 令和8年度羽生市水道事業会計予算

第 3 散 会

出席委員（7名）

| | |
|-----------------|----------------|
| 中 島 直 樹 委員（委員長） | 柳 沢 暁 委員（副委員長） |
| 昆 佳 子 委員 | 川 田 真 也 委員 |
| 西 山 丈 由 委員 | 松 本 敏 夫 委員 |
| 丑久保 恒 行 委員 | |

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

| | |
|-------------------------|-----------------------|
| 山 崎 武 則 消 防 長 | 山 崎 高 消防総務課長 |
| 平 井 正 一 予 防 課 長 | 長谷川 雄 一 警 防 課 長 |
| 宇野木 仁 消 防 署 長 | 小 林 武 志 参事西分署長 |
| 田 沼 克 典 消 防 総 務 課 副 参 事 | |
| 山 本 章 史 まちづくり部長 | 横 山 恵 一 まちづくり 政 策 課 長 |
| 秋 山 英 樹 まちづくり 政 策 課 参 事 | 横 田 徳 司 建 設 課 長 |
| 落 合 博 明 企 業 誘 致 推 進 課 長 | 田 口 真 也 水 道 課 長 |

午前 9時30分 開 議

○中島直樹委員長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

消防長。

○山崎武則消防長 改めまして、おはようございます。消防長の山崎でございます。

本日は、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、消防本部所管部分のご審査をお願いいたします。

また、12日、明後日は、議案第21号 羽生市火災予防条例の一部を改正する条例のご審査でもお世話になります。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日出席させていただいております職員の紹介をさせていただきます。

山崎消防総務課長でございます。

○山崎 高消防総務課長 山崎です。本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

○山崎武則消防長 平井予防課長です。

○平井正一予防課長 平井でございます。よろしくをお願いいたします。

○山崎武則消防長 長谷川警防課長でございます。

○長谷川雄一警防課長 長谷川でございます。よろしくお願ひします。

○山崎武則消防長 宇野木消防署長でございます。

○宇野木 仁消防署長 宇野木でございます。よろしくをお願いいたします。

○山崎武則消防長 小林参事西分署長でございます。

○小林武志参事西分署長 小林でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○山崎武則消防長 また、同席させていただきます消防総務課副参事、田沼でございます。

○田沼克典消防総務課副参事 田沼でございます。よろしくお願ひいたします。

○山崎武則消防長 以上でございます。

なお、説明にありましては、消防総務課長から説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中島直樹委員長 議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算、別冊1のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

消防本部所管部分について、消防総務課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。
消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 改めまして、おはようございます。

議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、消防本部所管部分につきましてご説明申し上げます。

着座で失礼いたします。

予算書の129ページ右側の説明欄、中段よりやや下をご覧ください。

事業名、常備消防一般経費では、会計年度任用職員の報酬、消防職員の旅費、消防本部配備の車両の整備費、本署・西分署の光熱水費や庁舎及びデジタル無線指令台等の消防緊急施設の維持管理に係る委託料等がその主な支出内容となっております。本年度予算額7,679万7,000円、こちらは前年度比318万8,000円の増額となっております。

主な内容につきましてご説明いたします。

1節報酬及び8節旅費、このうち費用弁償につきましては、会計年度任用職員に関する予算の計上となっております。

なお、会計年度任用職員については、前年度と同数の1名での計上となっております。続きまして、130ページをご覧ください。

説明欄の上段、10節需用費2,382万6,000円ですが、前年度と比較し56万4,000円の増額となっておりますが、主に職員用雨衣の更新や新規採用職員1名分の被服の購入費の計上によるものです。

続きまして、131ページをご覧ください。

説明欄の中央やや上にございます、12節委託料2,843万5,000円ですが、主なものは7項目めでございます。通信指令施設等保守点検委託料、こちらの2,611万2,000円では、緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線、本部・西分署に設置されている消防用設備、自動ドア、受水槽等の保守点検の委託料を計上したものでございます。こちらは前年度と比較し642万7,000円の増額となっておりますが、主に消防緊急施設保守点検委託料が増額となったものとなっております。令和6年度に緊急通信指令システムの更新整備工事を実施したことにより、令和7年度の

保守点検は機器の瑕疵期間等もあり、その分減額となっていました。令和8年度は通常の保守点検内容で実施することに加え、人件費等の上昇により増額となったものです。また、9項目め、研修委託料26万4,000円ですが、こちらは外部講師によるハラスメント防止研修に要する費用となります。消防職員向けの研修内容にて実施する予定でございます。

次に、13節使用料及び賃借料のうちページの下から7行目、機械借上料19万4,000円、こちらは小・中学校をはじめ市内公共施設及び貸出用として配備しております自動体外式除細動器、AED55台のリース料となっております。

続きまして、17節備品購入費、このうち庁用器具費58万円、こちらは前年度と比較しまして5万2,000円の増額となっております。主に、新規採用職員1名分の防火衣等を計上したことによる増額でございます。

次に、機械器具費59万3,000円は、前年度と比較しまして4万1,500円の減額となっております。前年度は、一般公用車の更新整備がございましたが、本年度は車両の更新がないため減額となったものです。本年度は、消防用ホース、署活系無線機、空気呼吸器など、消防隊員の安全確保を図るとともに、各種災害、業務等に的確に対応するための資機材購入経費を計上してございます。

次に、予算書132ページ、上から3行目、こちらの各種専科講習負担金6万8,000円では、埼玉県消防学校での初任教育、救急、救助科などの教育訓練、9科目10名分を計上しております。

続きまして、中央やや上にございます事業名、救急救命士養成事業27万8,000円について申し上げます。本事業は、救急救命士を養成するとともに、有資格者に対しまして様々な研修を行い、常に最新の救急体制を構築するための費用でございます。

まず、ページ下段の12節委託料56万5,000円では、主に救命士の気管挿管等病院実習及び薬剤投与病院実習委託料を計上しております。この実習を行うことで気管挿管や薬剤投与の実施が可能となり、救命率の向上につながるものです。

次に、18節負担金補助及び交付金19万1,000円、こちらは主に救急救命士1名を養成するための費用でございます。救急需要に対応するため、救急救命士を確保することにより、救急業務の質の向上を図るものです。

第1日常備消防費の歳出についてのご説明は以上となります。

申し訳ありませんが、129ページをご覧ください。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

中央上段に記載されております主な特定財源のうち、5行目の東北自動車道救急業務支弁金342万3,000円となります。こちらは、NEXCO東日本株式会社から高速自動車国道における救急業務実施市町村に対する支弁金でありまして、内容につきましては、本来NEXCOが担うべき高速道路における救急出動を、インターチェンジ所在の市町村が実施することへの財政措置として支弁されるものです。

続きまして、133ページをご覧ください。

第2目非常備消防費につきましてご説明申し上げます。

この非常備消防費は、消防団員に対する年額報酬や出動報酬、消防団車両の整備費等、主に消防団に関する支出でございます。

133ページ右側説明欄、事業名、非常備消防一般経費6,924万6,000円のうち、主なものにつきまして申し上げます。

まず、1節報酬2,323万3,000円、こちらは消防団員225人分の年額報酬と、同じく225人分の出動報酬でございます。

次に、7節報償費451万円は、主に消防団員退職報償金439万3,000円、こちらを計上しております。こちらは、消防団員として5年以上在籍した方が退任する場合に支給されるものとなっております。

次に、10節需用費のうち、消耗品費159万円は、前年度と比較しまして110万8,000円の減額でございますが、前年度は耐電手袋、耐電長靴の災害対応資機材などを購入いたしました。本年度はそのような購入がないことから減額となったものです。

次に、134ページをご覧ください。

説明欄上から2行目、17節備品購入費、このうち庁用器具費62万9,000円は、消防団員用の制服の計上によるものでございます。同じく機械器具費2,476万3,000円、こちらは井泉地区を管轄いたします第5分団車両の更新整備としまして2,400万1,000円を予算計上させていただきました。そのほか消火活動で使用します消防用ホースの継続的な更新、さらには消防団車両が水深の浅い水利に部署した場合でも取水が可能となります低水位ストレーナーを購入いたします。

ここで令和8年度当初予算の概要11ページをご覧ください。

政策4の右下になります。

こちらが消防団車両の更新整備事業でございますが、井泉地区を管轄いたします第5分団車両の更新整備を行うものです。導入から26年が経過し、老朽化等による故障が懸念されることから、車両更新し消防団活動に万全を期すものです。

なお、今回の更新車両は、平成29年の道路交通法改正により新たに準中型免許が設けられたことへの対応としまして、普通運転免許で運転可能な総重量3.5トン未満の車両へ更新するものです。

再度ページを替えます。133ページをご覧ください。

続きまして、非常備消防、歳入につきましてご説明いたします。

まずは、一番上、消防団設備整備費補助金12万5,000円ですが、こちらは17節備品購入費にて説明いたしました低水位ストレーナーの購入の特定財源としております。

続きまして、2行目、消防施設整備事業債2,400万円は、消防団車両の更新整備の特定財源として、緊急防災・減災事業債の活用を予定しております。

次に、4行目、消防団員退職報償金の特定財源として消防団員退職報償金基金受入金439万3,000円を充当しております。

なお、毎年度、18節負担金補助及び交付金より、消防団員等公務災害補償等共済基金へ掛金として432万円を支払っております。こちらが退職消防団員の退職報償金の受入金となるものでございます。

一番下、消防団員安全装備品整備事業助成金5万円となります。こちらにつきましては、10節需用費、消耗品費のうち、経年劣化しました消防団員用雨衣の購入に特定財源として充当しているものです。

こちらは埼玉県市町村総合事務組合より助成されるものでございます。

続きまして、予算書の134ページをご覧ください。

第3目消防施設費でございますが、こちらは消防施設の新設整備や修繕、消防水利の維持管理及び補修等に係る経費でございます。本年度予算額1,672万2,000円、前年度比2億3,263万円の減額となっております。前年度は消防本部非常用自家発電設備等改修工事や車両運用端末装置の更新整備工事といった高額な工事でしたが、本年度はそのような工事がなことから、減額となったものでございます。

同ページ右側、中段やや下、説明欄をご覧ください。

事業名、消防施設一般経費 983 万円のうち、主なものについて申し上げます。

まず、10 節需用費中、こちらの修繕料でございますが、主に防火水槽の修繕、受水槽ポンプ室の給水配管交換修繕等を計上したものでございます。

続いて、18 節負担金補助及び交付金のうち、上水道消火栓移設替等負担金 50 万 2,000 円、こちらのほうは令和 6 年度に行いました消火栓の修繕及び配水管布設替えに伴う工事費となっております。また、消火栓新設工事費負担金 528 万円は、こちらは隔年で実施しております消火栓 2 基を新設するための経費を計上したものでございます。

次に、135 ページをご覧ください。

次に、事業名、消防施設整備事業につきまして申し上げます。

本年度予算額 689 万 2,000 円は、前年度比 2 億 3,001 万 9,000 円の減額となっております。

14 節工事請負費、消防施設整備工事請負費 689 万 2,000 円、こちらは、主に防火水槽の撤去工事 3 か所分を計上したものととなっております。撤去の理由でございますが、道路の拡幅工事に伴うものや、地権者の要望により撤去するものでございます。

予算書の 134 ページ、中央付近をご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

こちら、繰入金の公共施設修繕引当基金繰入金、このうちの 200 万円を充当しているものです。

以上で、消防本部所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいま課長の説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業というのはどういうものがあるのかお伺いします。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 重点事業でございますが、今年度は、説明の中でもお話しいたしました。第 5 分団車両の更新を重点事業とさせていただいております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに。

松本委員。

○松本敏夫委員 高速道路の支弁金がありますね。これは回数によって変わるんですか。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 そうですね、こちらの支弁金につきましては、高速道路内の救急件数の回数によって金額等は変わります。

そのほかに、回数のほかに係数等もありまして、そちらのほうは、毎年国のほうから言われた係数が変わる場合もございます。その係数に合わせて、金額は変わってくるものです。

その際、救急の私たちが出動する管内ですと、上りが羽生から加須まで、下りが羽生から館林まで、その管内での出動件数によって金額のほうは違いが出てくるものがございます。

以上です。

○中島直樹委員長 ということは、これまでの平均値を取って、これまでこれくらいの支弁金だったから、来年度もこんな感じになるだろうという算定基準なわけですかね。

○山崎 高消防総務課長 正式な公式ですか、当てはめる公式を示されるのが、ちょっと今後になっておりまして、直近に出ました公式に当てはめて、それで予算のほうは計上しているものとなっております。

○中島直樹委員長 出動回数を掛けてという話なんですね。

○山崎 高消防総務課長 そうです。

○中島直樹委員長 失礼しました。

ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 おはようございます。

何点か質問させていただきます。

まず、非常備消防で低水位ストレーナーを導入するということで、私も数年前まで消防団活動をしていたんですけれども、やはり冬場なんかは水位が低くて、吸えない、吸えないというのがあったんですけれども、これは全車両に入れていただけるんでしょうか。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 そうですね。先ほど低水位ストレーナー、全車両10台に導入

する予定でございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。

それと次に、先ほど柳沢副委員長のほうからもあったんですけども、重点事項ということで、5分団車両の入替えということで質問させていただきたいんですけども、田口議員の質疑の中の答弁で、この入れ替える予定の車両の仕様等も結構細かく示されていたと思うんですが、その仕様等を聞くと、普通車免許で乗れる、私も調べたんですけども、総重量3.5トン未満の車だと、多分モリタ消防さんのミラクルライトという車かと思うんですが、この仕様を見ると、3.5トン以下にするためには、まずエンジンがディーゼルからガソリンにしなくてははいけない。駆動も四輪駆動ですと重くなってしまうので、それを二輪駆動に変更ということになるのかなと思います。私が消防団に入る前、うちの父親も入っていたんですけども、井泉地区、村君地区、川俣地区というのが水防団の出動の回数も多いということで、ずっと、やはり利根川を背負っている分団というのは、四輪駆動車が配備されていたという記憶があります。

実際、四輪駆動を使うのかと言われると、そうそう使うことはないんですが、やはり台風等が来たときに、利根川の水防警戒といったときに、利根川の土手の上を走ったりとかする場合があつて、実際あったことなんですけれども、たまに脱輪することがあるんですよ。対向で加須の消防が来たりだとか、あるいは国交省の車が来て、もう半分落としながら擦れ違いとかするときがあるんですけれども、そういった場合に、やはり四駆でよかったなというのは実際問題あるんですね。それを二駆にする。

私もちょっと聞いたので、地元の分団員、井泉の分団員にヒアリングというか、ちょっとこういう感じになるみたいだけれどもどうなのかねという話をしたら、若い団員は、いや四駆じゃなくていいんじゃないですかねというような話もあるんですが、やはり三役、分団長とか、あるいは機関員等に話を聞くと、準中型でもいいから四輪駆動がいいという話もあるんですね。だから、もうこの車ありきじゃなくて、やはり今後、消防団と話を結構密にさせていただいて、お互い納得した上で車両の選定というのをさせていただきたいと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 先ほど川田委員から、車両の購入に関しましては分団の方との協議もよくしたほうがいいのではないかとこのところだと思うんですが、現在、私たち

のほうも、その3.5トン未満を検討している理由といたしまして、やはり普通免許、今後若い団員の方とかが入ってきたときに、分団の車両が運転できないということも考えられますので、そういう点も考慮しまして、3.5トン未満、あとは周辺でもだんだん入れては来ている状況ではあります。

その関係で、うちのほうも3.5トンを検討しようかということにはなりました。やはり四駆のほうがいいという声も聞こえているということなんですが、確かに四駆のほうで、何かあったときは脱輪せずに抜けられるとかはあるとは思いますが、一応3.5トンでいくと、車両自体も軽くはなっておりますので、あとは本当に機関員の方にも十分注意していただいて、一応3.5トン未満、また分団のほうとももちろん分団長を踏まえ5分団の幹部の方、そちらのほうとも購入の際には私たちのほうとも協議をして、本当にまず分団の声を聞いて、それに沿って私たちのほうもいろいろ検討できればなというふうには考えておるところです。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。

ぜひ消防団員の話聞いて、真摯に聞いていただいて、選定していただければと思います。

それにまたちょっと関わることなんですけれども、田口議員から、ちょっと聞いてもらえないかということでお話を伺っているんですけれども、やはりまず直近に導入した新郷地区の消防車両と今回予算で約2,500万円上がっているんですけれども、どれぐらいの差異があるのか。年数も変わっているんで、物価も上がっているんで高くなっているかと思うんですけれども、どれぐらいの値段の違いがあるのかということと、先ほども言ったように、井泉地区で四輪駆動車を二輪駆動車にした場合、今後全ての消防団車両が四輪駆動車がなくなって二輪駆動車オンリーになってしまうんじゃないのか。

例えば水防云々はもちろんそうなんですけれども、大規模な災害が起きたときに、消防団車両が動けない事態が発生してしまうんじゃないかという懸念もあるんじゃないかということなんです。例えばガレ場を走らなくちゃいけない時期、状態ですとか、そういうときに、今まででしたらば村君、井泉、川俣の消防団車両は四輪駆動だったんで、ほかの地区に出向いてということもできたんじゃないのかなという話もあるんですが、それが全て二輪駆動だと、出るに出来ない状態、あるいは大雪のときなんかもあるに出

れない状態ができてしまうのではないのでしょうかということなんですが、その点についてはどうお考えなのでしょうか。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 まず、2分団車両との金額の違いということだったと思うんですが、2分団車両の購入金額は2,164万8,000円となっています。今回の更新車両の予算額は約2,400万円となっております。第2分団と比較いたしますと、購入金額のほうは200万円ほど上昇するものと考えております。

しかしながら、価格の上昇となる要因でございますが、やはり仕様の違いによるものだけではなく、物価の高騰等も影響しております。参考とはなりますが、昨年9月時点での第2分団車両との同程度の仕様における見積額は、同じ第2分団の車両と比較しますと、約2,800万円という金額でございました。

令和5年度の購入金額と比較しまして、実質約600万円ほどの価格上昇となっておりますので、こちら物価高騰の影響が大きいものであると考えております。

あとは全て二輪駆動になってしまう、そういうことについての懸念ということだと思いますが、あと大きな災害とか動けなくなってしまうということなんですが、一応国のほうからも消防団員の準中型免許の取得促進ということで通知のほうも来ております。車両総重量の3.5トン未満、こちらの活用といたしまして、こちら令和6年度の能登半島地震においても、多数の道路損壊や土砂崩落等によって、通常の消防車が入れないというようなところへでも、車両総重量3.5トン未満の小型車両の活用は、一応大規模災害時の出動態勢の確保から重要であるということで、国のほうからも示されてはおります。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 詳しくありがとうございました。

ぜひ入替えの際は、分団員と話し合いをしていただいて、最後にもう一つなんですけれども、消防設備費のところ、防火水槽の排水ですとか、いろいろあったかと思うんですが、この予算とは、ちょっとかけ離れちゃってて申し訳ないんですが、蓋のない防火水槽がまだあると思うんですよ、蓋がない防火水槽。井泉にも2か所あるんですね、2か所だけ。多分安全面等ですと蓋をしていたと思うんですけれども、蓋のない防火水槽は市内に何か所ぐらいあって、今後、蓋をする予定があるのかなのか、教えてい

ただければと思います。

○中島直樹委員長 警防課長。

○長谷川雄一警防課長 蓋のない防火水槽は確かにございますけれども、その数までは、すみません、現在のところ、今手元に資料がございまして、ただ安全面としては、上にフェンスをかけたりとか、人が落ちないようには努力していますので、よろしく願いしたいと思います。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりましたが、やはり毎年分団員が全部水を抜いて、中に入って泥を上げてコケをブラシで掃除するというようなことをやっているんですね。多分どこの地区も全部やっているかと思います。

そういうのを思うと、やはり今、西山委員も言ったけれども、三田ケ谷は蓋がないところはないよというような感じなんですね。だから、あるところとないところがあると大変かと思しますので、予算が許すのであれば、徐々に結構なんですけれども、蓋をコンクリートでしていただいたほうが、より安全ですし、そういったことも、余計な仕事と言っちゃ申し訳ない、それが仕事なんですけれども、分団員の苦労が少しは報われるのかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 ちなみに蓋がついていない理由は何ですか。時々過去の議会なんかでも一般質問で、防火水槽は割と放っておかれることが多いんで、コンクリートでも劣化しちゃって子どもが乗ってコンクリートが割れて落下しちゃったら大変じゃないかなんていうことが議会の質問、委員会から上がったことがあったんですけれども、あえて蓋をしない理由。

警防課長。

○長谷川雄一警防課長 防火水槽は、昔からですけれども、蓋がない状態でスタートいたしまして、その後、蓋が乗るようになりまして、現在造られているものは蓋がついているものになってございます。

今までのものに対しまして、危険ですので蓋を載せて落ちないように落下防止を行っているところでございます。

〔「ネット」と呼ぶ者あり〕

○長谷川雄一警防課長 ネットの部分もございます。

○中島直樹委員長 消防長。

○山崎武則消防長 補足させていただきます。

確かに今、警防課長が申しましたとおり、昔、地上、皆さん、議員さんの目から見ても分かる防火水槽、地上に出ております防火水槽は、鉄骨で有線、バリで昔は囲っていたものを切って、コンクリの蓋で今蓋をしたもので、現在のものは道路下の有蓋貯水槽で設置しているものでございますが、当時やはり安全対策の面から、コンクリートの蓋をかけたんですけれども、今残っているところは、構造上の問題等で、例えば122号線、秩父線のオーバブリッジのすぐ西にもございます三角形の貯水槽だとか、基本は20立方の防火水槽でございますが、半分の10立方の小さい防火水槽、そういったところが、構造上の問題でコンクリの蓋がかけられずに、鉄骨でアングルを組んで蓋をしているという状況が現状になってございます。

やはり、議員おっしゃるとおり、危険です。あとは分団員のそういった軽減の観点からも、少しずつではございますが、検討はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川田真也委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○中島直樹委員長 ほかにございますか、質疑は。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 131ページの12節委託料の中に、先ほど説明でもありましたが、通信指令施設等保守点検委託料2,611万2,000円ということなんですけれども、先ほどの説明でも、保守とかのものが切れて、通常額に戻ったというような話だったんですけれども、この詳細についてお伺いします。どういうことなのか、詳しくお願いいたします。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 詳細について、どのようなものなのかということであったと思いますが、こちらの消防緊急通信指令施設の保守点検の内容でございますが、指令装置、そちらのほうのメンテナンス等を含みます点検、それと気象観測装置、電話交換機、さらには無線関係の設備等の点検になってございます。大ざっぱな説明になってしまっ申し訳ございません。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 保守が切れて、通常に戻って金額が上がったということだったんですけ

れども、そこはということなのか、詳しくお願いします。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 令和6年に一度指令台の更新をしております、その指令台の更新をした関係で、1年間までは保証期間ということが入っております、その分、金額が下がっていたものが、今回はその1年を過ぎてしまったため、通常の保守点検の金額に戻ったということになります。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 確認なんですけれども、令和6年に更新したということで、1年間は過ぎたということなんですけれども、保守自体の金額はどれぐらいなのかというのと、あとは入れたばかりって、そんなに保守は必要ないのかなと思うんですけれども、それだけかかってくるものなのかどうか、その点について伺います。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 そうですね、入れ替わったばかりでそれほど必要ないんじゃないかということなんです、やはり365日、毎日のことですので、そのほか、その機械のほうは本当に調子が悪くなれば、すぐにも修理のほうに来ていただけるということも入っております、安定稼働をするための保守となっております。

そのほかに指令台を更新したということなんです、やはり一部更新という形になっておりますので、全て新しいものではないこともありますので、まだ古いものも含めての更新ということになっております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 毎年これぐらいかかってくるのか、それとも、また人件費が増加という面もあるということだったんで、人件費もどんどん上がっていくと、毎年毎年何十万か増えていくものなのか、見通しについて伺います。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 金額のほうは今後どうなるのかということですが、柳沢委員がおっしゃいましたとおり、今後金額のほうは上がっていくものとは考えてはいるところ
です。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今回、人件費の高騰分というところがあったんですけども、その分というのはいくらぐらいなのか、その点についてお伺いします。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 おおむねとはなってしまうんですが、おおむね200万円弱ぐらいかとは見ているところです。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 1年間で200万円増えるということなんですが、前年度に比べて、人件費の額というのはいくらぐらい大きな額なのか確認いたします。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 去年の入札と比べますと、やはり200万円ぐらい上がっておりますので、やはり今後もそれぐらいは上がるかなとは。ただ、やはり業者と私たちの話し合いとかもありますので、できる限りは抑えていければなとは考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今、毎年200万円ぐらい上がっていくのかなということだったんですけども、結構金額もかなり大きいのかなというのと、あとは割合的にも人件費という割にはかなり高めの人件費だなというのはいくらぐらいあるんですけども、なかなかこれというのは、交渉で何とか抑えられるものなのかどうか、その点、何か別の方法があるのかなのか、その点についてお伺いいたします。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 先ほど人件費ということをおっしゃいましたが、それに加えて、物価の高騰も含めての、すみません、私の説明がちょっと足らなかったのですが、人件費プラス物価の高騰ということも含めて、大体それぐらいになるのかなとは予想しているところです。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 なかなかこれはやむを得ないということなのかどうか、もうちょっと改善する方法がないのか、それについてお伺いします。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 あとは私たちのほうでできるとしたら、保守の内容をもう一度見直しまして、あとは契約の内容も、壊れたら直すとか、そういうスポット契約と

かというのもあるんですが、契約内容のほうも検討はしていきたいと思います。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 そうですね。安全面というか、そういう面もあるので、見直し過ぎてもどうかというのはあると思うんですけども、バランスよくお願いできればと思います。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

川田委員。

○川田真也委員 すみません、さっき1点だけ聞き忘れちゃったことがあって、教えてほしいんですが、車両の入替えなんですけれども、旧車両、新車を入れて要らなくなる車両はどのような処分をしているのか教えてください。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 現在は予備車として、消防団車両の更新後の使わなくなったものは予備車として、分団さん、車検とかで車両がない時期があると思いますが、そういう際に予備車として分団のほうに預けられるというような体制を取っております。

最終的に、分団車両の予備車としての用途が廃止になった際は、財政課のほうに相談いたしまして売却ということをしておるところです。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。その売却先というのは決まっているのか。あるいは官公庁のオークションみたいな感じで出して、オークション形式で誰か分からない人が買っていくのか、その辺は財務になっちゃうから分からないと思うんですけども、日本の消防車両はすごい高額で取引されるんですよ、世界中で、実は。この日本の小型のポンプ車、東南アジアとかにいくと、もう引っ張りだこぐらいな、車歴が20年、30年過ぎていてもなんですね。

私、仕事柄なんですけれども、業者オークションに年に何回か行って、いろいろ見たりはするんですけども、やはり出ています、払下げのポンプ車両というのが。それを大体外国人のバイヤーが買っていくんですけども、想像を絶する高額で売れるんですよ。多分30年落ちぐらいでも、3桁万円は出るかと思うので、だからそういった資産を安易に手放しちゃうのははもったいないかなと思ってお聞きしたんですけども、いかがなのかな。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 先ほどから委員から外国のほうにということはどうなのかとい

うことだと思っうんですが、私どもも外国への寄贈のほう、そちらのほうは検討はしなければならぬものだとおは考へています。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 寄贈するとただになっちゃうんで、できれば、財政課に話をして、消防車両というのは非常に価値があるみたいなんで、私が大体想像するに、多分市内の解体業者さんに解体抹消してくれと出しちゃっているのが多分現状だと思っうんですね。果たしてその受けた業者さんが、解体屋さんだけれども、解体しているかどうかというのは正直、書類上は解体となるけれども、部品としては出しちゃっているんじゃないかなと想像もできるんです。めっちゃくちゃ高いんで。だから、できれば正規なルートでいろいろ売却したほうが、今後羽生市の財政のためにもなるんじゃないのかなと思っいます。だから、消防だけにじゃなくて、例えば財政課できちっとしたオークションをやったりとか、入札をしたりだとか、そういう専門の輸出業者さんに売却したりとかというほうがいいかと思っうので、今後そういった形でご意見していただければいいのかなと思っうんですけれども、どうでしょうか。。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 そうですね、やはり市のためにもなるしということも考へますと、寄贈のほかにも、そういう売却のほうも、財政のほうと検討はしていきたいと思っっています。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 そうですね。ぜひお願いします。

バギオ市から下さいと言われれば寄贈してもいいかと思っうんですけれども、ほかにこれ余っているんで欲しい人というと、わーっと来ると思っうんで、ぜひその辺、無駄が出ないようにできればと思っいますので、よろしくお願いします。大丈夫です。

○中島直樹委員長 世の中の価値観が随分変わっていて、独り言ですけれども、私、今、川田委員が言ったようなことを19年前の議会で廃車される消防車両をオークション等で、当時ヤフオクというのがあって、そういう話をしたときに、当時の消防長にえらく叱責をされて、そんなもの買うやつなんかいるわけないだろうということでお叱責されたのが、今でも昨日のこゝろのように覚えていますけれども、今、山崎消防長はうなずいて話を聞いていた、課長は検討する、調べるという答弁だったので、時代も19年たつと変わるんだなというふうにお思った次第です。

ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 開議

○中島直樹委員長 再開します。

続きまして、建設課所管部分について、建設課長に説明を求めます。よろしくお願
い
します。

建設課長。

○横田徳司建設課長 改めましておはようございます。

建設課長の横田でございます。

同席している職員を紹介させていただきます。

課長補佐兼管理係長の関根でございます。

○関根 渉課長補佐兼管理係長 関根です。よろしくお願いいたします。

○横田徳司建設課長 着座にて説明させていただきます。失礼します。

議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、建設課が所管します事業につい
て、主なものをご説明いたします。

参考資料1、令和8年度羽生市一般会計・特別会計予算説明書の117ページをご覧
ください。

右の説明欄中段の土木総務費一般経費のうち、人件費に係るもの以外が建設課所管と
なります。

118ページに進みまして、第12節委託料の1項目め、公共残土ストックヤード管
理運營業務委託料785万円は、羽生西公園のストックヤードに搬入される土砂の適正
管理や盛土整形作業などに要する委託料の計上です。

次に、119ページをご覧ください。

説明欄下段の道路橋りょう総務一般経費について申し上げます。

120ページに進みます。

第11節役務費の3項目め、保険料の道路賠償責任保険料117万円は、羽生市が管理する道路において、道路の管理瑕疵が原因で発生した事故により賠償金が生じた場合に対処するための損害保険への加入に要する保険料の計上でございます。

次に、説明欄下段の道路維持一般経費について申し上げます。

第10節需用費の3項目め、光熱水費の電気料130万円は、国道122号、125号のアンダーパス5か所の排水ポンプ運転に係る電気料の計上です。

121ページに進みます。

次に、説明欄中段の道路維持管理事業について申し上げます。

こちらには特定財源として、道路維持修繕工事事業債4,000万円、道路占用料2,885万7,000円を充当しております。

第12節委託料の1項目め、除草等委託料3,000万円は、市内主要道路の路肩や歩道の植樹帯などにおける除草や樹木の剪定、伐採に要する委託料の計上です。

次に、2項目め、側溝内土砂等収集運搬業務委託料198万円は、自治会等で実施された側溝清掃作業で発生する土砂等の運搬処理に要する委託料の計上です。

次に、3項目め、道路等補修委託料1,598万9,000円は、道路の穴埋め、採石の敷きならしなど、軽微な道路維持補修作業を年間委託するのに要する委託料の計上です。

次に、4項目め、道路側溝清掃業務委託料385万円は、道路冠水の実績がある路線の道路側溝を優先的に清掃する委託料の計上です。

次の第14節工事請負費の道路維持修繕工事請負費4,000万円は、道路の舗装補修や側溝補修、防護柵の補修など、道路の維持管理に要する工事費の計上です。

次に、第15節原材料費の補修用材料費423万5,000円は、道路の維持補修の際に使用する舗装補修材料や砕石等の購入に要する費用の計上です。

次に、第18節負担金補助及び交付金の雑草刈払業務負担金251万9,000円は、羽生領島中領用排水路土地改良区及び独立行政法人水資源機構との協定に基づく雑草刈払業務負担金の計上です。

次の交通安全施設整備事業について申し上げます。

こちらは特定財源として、交通安全施設整備事業債3,100万円を充当しております。

第10節需用費の1項目め、光熱水費、電気料924万円は、道路照明灯の電気料の

計上です。

122ページに進みます。

第14節工事請負費の一番上になります。交通安全施設整備工事請負費3,117万5,000円は、交通安全対策としてカーブミラー、警戒標識、路面標示、道路照明灯などの設置、維持管理及び更新に要する工事費の計上です。

次の市民と協働による道路等維持事業について申し上げます。

第10節需用費の1項目め、消耗品費198万円は、羽生市協働によるまちづくり推進事業により地域のまちづくりを支援するもので、各自治会へ主に除草剤を支給する費用の計上です。

第15節原材料費の補修用材料費569万3,000円は、羽生市協働によるまちづくり推進事業により地域のまちづくりを支援するもので、各自治会へ道路側溝の蓋など材料の支給に要する費用の計上です。

第18節負担金補助及び交付金の地域環境づくり交付金217万3,000円は、自治会単位の各地域において、道路の維持管理として実施していただく草刈り、碎石の敷きならし等の経費としまして、羽生市協働による地域づくり等交付金交付要綱により各自治会に交付する交付金の計上です。

説明欄下段の道路新設改良一般経費について申し上げます。

123ページへ進みます。

第13節使用料及び賃借料239万4,000円は、土木積算システム使用料及び土木積算システム機器賃借料で、土木工事や設計委託業務の積算に必要となるシステムの運用に係る費用の計上です。

次の道路新設改良事業について申し上げます。

こちらには特定財源として国庫支出金の社会資本整備総合交付金3,004万6,000円及び道路メンテナンス事業補助金5,442万5,000円、県支出金の道路橋りょう費負担金9,900万円及び市債の道路整備事業債3億1,120万円を充当しております。

第12節委託料の用地測量設計等委託料1億7,350万円は、工事予定箇所の路線測量、用地測量、工事設計図書の作成等に要する委託料の計上でございます。城沼橋詳細設計や観音寺橋補修設計、橋りょう定期点検等路線用地測量、道路工事詳細設計など、各項目で大幅に業務量が増加しており、令和7年度と比較し、約1億円程度の増額とな

っております。

第14節工事請負費の道路新設改良等工事請負費2億6,610万円は弁天橋架替工事のほか、羽生東小学校通学路である通称、井泉中央道路の道路改良工事、12月議会で議決いただいたゼロ債務負担を含む幹線道路等舗装補修工事、大門橋補修工事などです。

なお、各地域における生活道路の整備として、各自治会長様からご要望をいただいた箇所としまして、令和8、9年度の工事要望受付分のうち、令和8年度当初予算での工事実施箇所は、ゼロ債務負担による舗装工事3か所となっております。残る地区要望の舗装工事11か所は、議案第12号の補正予算にて計上させていただいております。

また、令和8年度に予定する地区要望の側溝工事17か所につきましては、令和8年9月補正での計上を予定しております。

第16節公有財産購入費の土地購入費100万円は、通称井泉中央道路の道路改良事業に係る用地費の計上です。

第21節補償、補填及び賠償金の物件移転等補償金2,580万円は、電柱や電線類の移設補償金及び通称井泉中央道路の道路改良事業に係る物件移転補償金の計上です。こちら道路新設改良事業は、説明資料としまして、議案第2号 令和8年度一般会計当初予算、道路新設改良事業箇所図に位置をお示しいたしましたので、こちらをご参照願います。

次に、第3項都市計画費につきましては、第4目公園費が建設課所管となります。

126ページをご覧くださいと思います。

説明欄中段の公園緑地一般経費について申し上げます。

こちらには、特定財源として、公共施設修繕引当基金繰入金600万円、ふるさと応援寄附基金繰入金2,923万1,000円、雑入の川崎2丁目緑地管理料200万円などを充当しております。

第10節需用費の1項目め、消耗品費131万4,000円は、公園等の維持管理に必要な薬剤や草刈り機、チェーンソー等の替え刃、その他の消耗品の購入に要する費用の計上です。

3項目め、光熱水費費818万4,000円は、公園施設における上下水道料及び電気料の計上です。

4項目め、修繕料600万円は、公園の遊具、トイレ設備や照明など、公園施設の修

繕に要する費用の計上です。

127ページに進みます。

第12節委託料の1項目め、公園内除草等業務委託料570万円は、市内43公園の除草、清掃等日常的な管理を23の自治会等へ委託するのに要する委託料の計上です。

3項目め、平和公園清掃等委託料653万4,000円は、平和公園のトイレ及び園内清掃、芝生、植え込み地など修景施設の管理、噴水施設の清掃及び保守点検に要する委託料の計上です。

5項目め、大天白公園藤管理委託料330万円は、大天白公園藤棚の管理に要する委託料の計上です。

6項目め、公園緑地修景施設管理等委託料1,238万1,000円は、44か所の都市公園、37か所の開発行為による公園及び3か所の緑地の維持管理などに要する委託料の計上です。

7項目め、公園トイレ清掃等委託料633万3,000円は、25公園の月6回のトイレ清掃、11公園の浄化槽点検及びくみ取りに要する委託料の計上です。

8項目め、公園緑地高木処分委託料110万円は、公園や緑地で伐採した高木のうち、清掃センターへ持ち込めないような太い幹や枝の運搬処分に要する委託料の計上です。

9項目め、工業団地緑地帯除草等委託料1,512万9,000円は、大沼工業団地、小松台工業団地、川崎産業団地の外周に設けている緩衝緑地帯の除草や樹木の剪定等に要する委託料の計上です。

12項目め、都市公園遊具点検業務委託料117万円は、都市公園法施行規則の規定に基づき実施する市内35か所の都市公園の遊具点検業務に要する委託料の計上です。

次に、第13節使用料及び賃借料の賃借料、1項目め、器具借上料219万2,000円は、羽生中央公園自由広場及びテニスコートの照明のリース契約に要する器具借上料の計上です。

次に、135ページをご覧いただきたいと思います。

第9款消防費、第1項消防費、第4目防災費のうち、136ページ下段の水害対策経費、及び137ページの下段の防災一般経費、こちらが建設課所管となります。

136ページの下段の水害対策経費について申し上げます。

137ページに移りまして、第10節需用費の3項目め、光熱水費の電気料752万4,000円は、市内6か所の調整池のほか、中川、宮田落、岩瀬落、城沼落排水路の

周辺に配置された排水ポンプの電気料の計上です。

4項目めの修繕料245万3,000円は、排水ポンプや宮田落、城沼落排水路のフェンスなどの修繕に要する費用の計上です。

第12節委託料の3項目め、水害等対策業務委託料179万3,000円は、水害対策としまして、土のうの作成及び土のうステーションの補充等に要する委託料の計上です。

4項目め、調整池排水ポンプ等保守点検業務委託料220万円は、調整池6か所におけるポンプ設備の保守点検に要する委託料の計上です。

5項目め、調整池等維持管理業務委託料577万5,000円は、調整池の雑草刈り払いや南羽生調整池の浚渫、雨水幹線の雑木撤去等に要する委託料の計上です。

次が最後になりますが、説明欄下段の防災一般経費について申し上げます。

138ページに移りまして、第18節負担金補助及び交付金の負担金、1項目めの加須市・羽生市水防事務組合負担金147万6,000円は、水防事務組合に係る経常的な負担金の計上です。

以上、建設課が所管します事業の主なものについてご説明させていただきました。ご審査よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業についてお伺いいたします。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 令和8年度予算における重点施策ということになるんですけども、まず大きいものが橋の架け替えでございまして、大沼の弁天橋、こちらがA1橋台ということで、中川の左岸側の橋台を設置する工事が8年度あります。

それから、城沼橋の架け替えにつきまして、こちらが詳細設計に当たります。

それから、通称井泉中央道路の藤井下組の市道0118号線の拡幅工事、それから幹線道路の舗装補修工事を6か所行います。

それから、橋りょうの補修工事につきましては、上村君の埼玉用水路に架かる大門橋が1基です。毎年行っております橋りょう点検につきましては、107橋行う予定としております。

それから、地区要望工事としましては、令和7年度の補正予算、いわゆる13か月予算を含めまして、舗装工事が14か所ということでございます。

それから、同じく13か月予算、令和7年度の補正予算としまして、中央公園野球場のグラウンド改修工事、同じく13か月予算で国道の122号の2号アンダーパスのポンプ設備等の更新工事が重点の事業となっております。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

川田委員。

○川田真也委員 何点か教えてください。

まず、重点事項にもあったんですけども、123ページの道路新設改良事業のところの委託料で、前年比より大幅に設計等の料金が上がっているんですが、これはやはり橋の設計が高いんですかね。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 そのとおりでございまして、一番特に大きいものが城沼橋の設計でございまして、こちらだけで、5,600万円計上させていただいています。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

もう1点なんですけど、同じ項目でなんですけど、重点事項のところでも井泉中央道路というお話がありました。予算書を見ると、土地購入費、物件等の費用も入っているんですけども、ヤードがどいたんですか。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 あちらで用地買収が残っておりますのが、ヤードの部分1件となっておりますので、その分の費用が計上されております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

あそこの十字路、五差路のところまで拡幅が今後進んでいただけるということで理解しているんですが、前にも言ったかもしれないんですけども、その先というのは、今後どれぐらいのタイムスケジュールというか、予定があるのかどうなるのか。あるいはあそこから拡幅するのか、ほかに道がずれて新しい道を通すのか、そういう計画とかと

いうのはあるのかないのか教えてください。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 0118号線の、今行っているのが交差点までということですが、その先につきましては、地元からは、今ある現道を、今の用地幅の中で拡幅整備をしてほしいということを伺っております。今の事業を全力で取り組んでおりますので、こちらのほうは8年度に終わるか、補助金のつき具合によるんですが、そちらが終わった後に、次の段階としまして予算計上を検討していきたいと考えております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 詳しくありがとうございます。

地元の方も楽しみにしているらしいので、広がるのが。やはり交差点から南側も、現道が細いんですよ。現状でいうと、こうなっているのがこういうふうになるんですよ。それだけでもやはり対向車と擦れ違えるというような道路に早くしていただければというふうに皆さん思っているし、やっぱり通学路等にもなっている道路なので、今後もぜひ対応をお願いしたいと思います。

○中島直樹委員長 ほかに。

松本委員。

○松本敏夫委員 118ページ、公共残土ストックヤード管理運營業務委託料というのが出ている、785万も出ているんだよね。これ、私個人的には分からないんだけど、例えばあそこに西公園がありますよね。あそこにもありましたよね、一山。ああいったものの管理の委託料になるのか。どうしてああいったものが、お金がかかる、費用が発生するのか、そこが分からない。これだけ大きなお金が発生するということは、そこが分からないんで、その辺を説明をいただければと思うんですけども。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 こちらの公共残土ストックヤード管理運營業務委託料ですが、おっしゃるとおり、ストックヤードとして羽生西公園を運用しておるんですけども、この羽生西公園にストックヤードとして市内の工事ですね。公共工事から発生した泥を西公園へその都度、各工事から運び込みます。

運び込む際に、優良な泥、例えばアスファルトがらとかコンクリートがら、その他ごみなど、そういったものが混ざっていると困るわけなんですね。そういったものが混ざっていないかとか、不適正な泥が搬入されていないかとか、そういったものをきちんと

確認する作業というのが必要となっております。それらの業務をお願いする委託料が入っております。

それから、山になっておりますので、その山を管理しなくてはならないんですね。山を整形に、持ってきた泥をただ置いておくというだけではなくて、それを山にしていく、整形にするとといった作業が出てまいります。その内容についても入っているといたことで、これが羽生市建設業協会のほうへ随意契約をお願いしているんですけども、建設業協会として責任を持ってやっていただくということで、良好なストックヤードを運営していただくための費用というふうになっております。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 じゃ、あそこで誰か張りついているのかな、俺は見たことはないんだけど、それだけの大きなお金を払っているの、だってあそこへぼんと残土が置いてあるのは分かっているんだけど、別に危険性はないと思うんだよ、俺。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 こちらは人が常駐するという格好になります。

時期的には、やはり工事のほうが多くなってくる秋以降ですね。秋以降に人を常駐させまして、いついつ泥が入ってきますよという連絡があった場合に、そこへ人が張りついて、泥をチェックしたり、重機を動かしたりとか、そういった作業が入ってくる格好になります。主に、その年度の後半に業務が出ているような状況です。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 分かりました。

一応重機で搬入しているとすれば、多少それはお金がかかるかしれないよね。

もう一つ、私、毎回思っていたんだけど、しばらく前。この消防費、何で消防費が建設課の所管になるのかなと前から思っていた、これ。その辺の説明があればと思うんですけども。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 こちらにつきましては、治水ということで行っている業務になるわけなんですけれども、これがいわゆる水防、消防イコール、消防というところかというところと火のイメージがありますけれども、水防ですね。水防活動ということで行っているもので消防費に入っているものでございます。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 これは便宜上ではないんだね。ちゃんとした裏づけがあつてそこに入っているのかな。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 そうです、あくまで水防ということで、防災の観点から消防費に入っております。

○松本敏夫委員 結構です。

○中島直樹委員長 ほかに。

昆委員。

○昆 佳子委員 確認させていただきたいんですけども、全体的に予算が前年度よりも高くなっているというところで、先ほども川田委員の質問にもありましたけれども、道路維持管理事業も全体的に900万円ぐらい前年度より上がっているというのは、やはり物価高騰とか、人件費高騰とかというのか、そういう理由で上がっているということでしょうか。ほかに理由があれば、教えていただければと思うんですけども。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 おっしゃるとおりでございます、物価高騰ということで、人件費も上がっています。それで上がっている部分もございます。

そのほか、道路維持費的に毎年予算要求、大体このぐらい上げさせていただくんですけども、なかなか市の全体の予算バランスとしては、建設課の要求どおりにはなかなか予算づけが難しいというところではあったんですけども、特に道路維持工事のほうで例年よりもちょっと多めにつけていただきまして、少し多くなったというような予算づけになっております。

○昆 佳子委員 ありがとうございます。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 開 議

○中島直樹委員長 再開します。

議案第2号、まちづくり政策課所管部分について、まちづくり政策課長に説明を求めます。

まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 まちづくり政策課長の横山です。よろしくお願ひいたします。

本日同席させていただく職員は、都市計画係長の根岸です。

○根岸大介都市計画係長 根岸と申します。よろしくお願ひします。

○横山恵一まちづくり政策課長 着座にて説明させていただきます。

議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、まちづくり政策課が所管する部分についてご説明いたします。当課の事務分掌につきましては、6つの事業として予算計上されております。

1つ目、建築行政関係事務に係る経費についてです。

参考資料1、予算説明書118ページです。

第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費のうち、説明欄中ほど、限定特定行政庁関係経費です。建築確認申請審査事務等の建築行政関係事務の執行に要する費用で、全体額は236万7,000円です。

本事業を含む土木総務費には、特定財源として建築確認申請の手数料など、計80万7,000円が充てられおります。

主な内容について申し上げます。

12節委託料の建築後退用地測量・分筆委託料66万円です。建築物を建てる敷地は、道路に接していなければならない、道路の幅が4メートルに満たない場合は、道路の中心線から2メートルずつ後退して敷地を設定しなければなりません。この道路後退用地を市に寄附していただける場合に、その分筆費用に要する費用を市で負担することとしております。この業務を市内の土地家屋調査士会へ委託するために要する費用です。

その下の建築指定道路図データ移行等業務委託料29万7,000円は、建築基準法上の道路の取扱いなどを地図上に記録し、許認可の審査や相談等に対応するための道路指定図について、この後ご説明するパソコンの入替えに際し、データを移行するための

委託費用です。

次の119ページです。

17節備品購入費の機械器具費44万5,000円は、建築確認申請の情報や建築道路指定図などを管理するパソコンが購入後10年を迎えるため、入替えを行うものです。

2つ目の事業、都市計画関係事務に係る経費についてです。

124ページになります。

第8款土木費、第3項都市計画費、第1目都市計画総務費のうち、説明欄上のほう、都市計画総務一般経費です。都市計画関係事務の執行に要する費用で、全体額は796万3,000円です。

本事業及び次に説明します開発行為許可等関係経費を含む都市計画総務費には、特定財源として都市計画基礎調査委託金、開発行為許可等申請手数料など、計2,504万7,000円が充てられます。

主な内容について申し上げます。

12節委託料の公開型地理情報システム保守管理委託料132万円及び同システム改修委託料55万円は、用途地域などの都市計画情報についてインターネットで検索・閲覧できる公開型地理情報システムの保守管理及びデータ更新に要する費用です。

その下の都市計画基礎調査業務委託料557万7,000円は、都市計画法の規定により、都道府県が主体となり市町村が協力しながら、5年に一度実施する法定調査業務を委託する費用です。本調査は、都市における人口規模、土地利用等の現況及び将来の見通しを把握し、都市化の動向等を明らかにし、都市計画に関する基礎資料を得ることが目的となっております。

その下の14節工事請負費の生産緑地標識撤去工事請負費15万7,000円は、指定後30年を経過した生産緑地の指定解除がなされた際に、現地に設置された標識を撤去するために要する費用です。

3つ目の開発行為許可等関係事務に係る経費についてです。

同じページの開発行為許可等関係経費です。

都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務の執行に要する費用で、全体額は59万4,000円です。

主な内容について申し上げます。

125ページです。

12節委託料の開発許可管理システム保守委託料35万8,000円及び同システム改良委託料12万6,000円は、開発許可申請等の申請・許可情報を管理している開発許可管理システムの保守管理及びデータ修正に要する費用です。

4つ目の土地区画整理事業の支援に係る経費についてです。

126ページになります。

説明欄の一番上、第8款土木費、第3項都市計画費、第2目土地区画整理費の土地区画整理一般経費です。岩瀬土地区画整理事業に関する負担金及び交付金に要する費用で、全体額は4億5,036万7,000円です。

本事業には、特定財源として社会資本整備総合交付金及び岩瀬土地区画整理組合活動支援事業債の計4億5,500万円が充てられます。

主な内容について申し上げます。

18節負担金補助及び交付金のうち、岩瀬土地区画整理組合補助金4億5,035万7,000円は、区画道路の整備に対し一部国庫補助を受けて交付する補助金です。

岩瀬土地区画整理組合の令和8年度の事業内容や予算については、後ほど秋山まちづくり政策課参事より説明いたします。

土地区画整理費の次にあります第3目下水道費、下水道事業6億7,791万7,000円については、下水道事業会計の繰出金です。

5つ目、市営住宅管理事務に係る経費についてです。

128ページになります。

説明欄の一番上、第8款土木費、第4項住宅費、第1目住宅管理費の住宅管理一般経費です。市営住宅の管理に要する費用で、全体額は1,779万3,000円です。

本事業には、特定財源として利根ヒルズこすか団地給排水設備等改修工事事業債及び市営住宅家賃の計1,779万3,000円が充てられます。

主な内容について申し上げます。

10節需用費のうち、修繕料900万円は、入居者の退去後の住戸内部や施設の共用部分の経年劣化への対応及び維持管理に係る修繕に要する費用です。

11節役務費のうち、手数料46万7,000円は、各団地の管理人手数料のほか、受水槽や浄化槽の法定検査の費用となっております。

12節委託料の受水槽清掃等委託料86万2,000円は、各団地の受水槽の清掃、消防用設備の点検、敷地内の雑草刈り払いの委託に要する費用です。

その下の利根ヒルズこすか団地給排水設備等改修工事実施設計業務委託料709万円は、平成8年の竣工から約30年が経過しました利根ヒルズこすか団地において、給排水管等の改修工事を実施するための設計業務委託に要する費用です。

最後に、6つ目、住宅耐震改修促進事業に係る経費です。

137ページです。

第9款消防費、第1項消防費、第4目防災費のうち、説明欄の下のほう、住宅耐震改修促進事業です。木造住宅の耐震化に関する補助金の交付に要する費用で、全体額は25万円です。

本事業には、特定財源として社会資本整備総合交付金12万5,000円が充てられます。

内容について申し上げます。

18節負担金補助及び交付金のうち、木造住宅耐震診断補助金5万円は、住宅の耐震診断に要する経費、木造住宅耐震改修補助金20万円は、住宅の耐震性能を確保するための改修工事に要する経費、それぞれ市民からの申請に対し補助金を交付するものです。

以上で、まちづくり政策課所管分の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまのまちづくり政策課長の説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業について、お伺いします。

○中島直樹委員長 まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 令和8年度の重点事業について、4つ申し上げます。

1つ目は、5年に一度実施する都市計画基礎調査について、市のまちづくりに役立つ基礎資料となるように委託業務を適切に監理して進めます。

2つ目は、岩瀬土地地区画整理事業への交付金により、事業の推進を支援いたします。

3つ目は、企業誘致に対して円滑に開発の手続が進むように支援をしていきます。

最後4つ目ですが、各施設所管課からの依頼によります営繕事業を適切に執行いたします。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 26 分 休 憩

午前 11 時 50 分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

議案第 2 号、企業誘致推進課所管部分について、企業誘致推進課長に説明を求めます。
よろしくをお願いします。

企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 企業誘致推進課長の落合でございます。

同席職員を紹介いたします。

企業誘致係長の島田でございます。

○島田健史企業誘致係長 よろしくをお願いします。

○落合博明企業誘致推進課長 着座で失礼いたします。

議案第 2 号 令和 8 年度羽生市一般会計予算のうち、企業誘致推進課所管分について
ご説明いたします。

予算書、参考資料 1、21 ページをご覧ください。

初めに、特定財源についてご説明いたします。

第 4 目土木債、第 3 節都市計画債、説明欄、道路改良事業債 680 万円は、後ほどご
説明いたしますが、アクセス道路整備事業に充てるものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

125 ページになります。

第 8 款土木費、第 3 項都市計画費、第 1 目都市計画総務費、説明欄上から 5 行目にな
ります。企業誘致推進事業 751 万 2,000 円についてご説明いたします。

主なものを申し上げます。

第 8 節旅費 16 万円は、県主催会議への出席、企業訪問、東武鉄道との打合せ、公共
施設跡地の利活用に関する協議のほか、市内進出企業や進出に関心を持つ企業との面談

交渉、砂山地区産業団地計画に伴う県企業局関係機関との協議、打合せに要するものです。

第10節需用費18万8,000円は、事務用品等の消耗品費、公用車の燃料費、修繕料、企業立地ガイドの印刷製本費でございます。

第11節役務費のうち、通信運搬費4万2,000円は、砂山地区産業団地計画に伴う通知、企業アンケートの郵便料でございます。

第12節委託料、企業誘致関連施設整備測量設計等委託料688万5,000円は、上岩瀬地区東日本積水工業跡地における企業誘致に向けたアクセス道路整備事業として市道0137号線の道路改良に関わる作業を実施するものでございます。財源につきましては、先ほどご説明いたしました道路改良事業債680万円を充てるものでございます。

第13節使用料及び賃借料5万3,000円は公用車の有料道路通行料及びNHKテレビ受信料でございます。

最後に、第18節負担金補助及び交付金14万円は、一般財団法人日本立地センターが主催する産業用地整備に向けた研修会への参加負担金でございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し質疑があるようでしたらどうぞ。

松本委員。

○松本敏夫委員 2つあるんですけども、1つは、私はこの企業誘致の課長とスタッフ、よくやっていると思う。本当に、正直言って、これだけの大きな羽生市の事業を引っ張ってやっているんですけども、スタッフは2人か3人くらい、臨時職は入っていないよね。

○中島直樹委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 職員で、私と係長と担当の主任がおりまして、3名でやっております。

○松本敏夫委員 驚いちゃう、これだけ。

それともう一つ、田口議員なんか質問などにも2回ぐらいやっているかな。東武鉄道の車両基地か。あそこの辺の計画は、いろいろ誘致の関係で多少口外できないところの面もあるだろうけれども、先に進んでいるのかどうか、その辺は。具体的で結構ですけども。

○中島直樹委員長 言える範囲で。

企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 議場でもご質問いただきましたけれども、やはり現在の社会情勢の中で、なかなか進みづらい時期なのかなというところはございますけれども、東武鉄道さんとの意見交換のほうはさせていただいております、進まない課題といたしますか、そういったところは幾つかあるんですけれども、まずは進出する企業さんを決めなきゃいけないというところで、東武鉄道が動くリーシングの調査、それから我々が動く県企業立地課との連携ですとか、金融機関との連携というところは行っておりますが、なかなかお話しできるようなところが現状はないというところでございますが、東武さんも前向きに動いておりますので、いい報告ができるように頑張っていきたいということは言っておりますので、タイミングが来たらかなというふうには思っております。

○松本敏夫委員 分かりました。結構です。

○中島直樹委員長 ほかに。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 来年度、新しくこういうのをやろうとか、何かこういう誘致がいいんじゃないかとか、何か考えていることというのはあるんでしょうか。

○中島直樹委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 来年度の重点といたしますか、新たないうところも含めてなのかなと捉えておりますが、まずは今現状、砂山地区の産業団地というところが大きなものでございますので、まずはこれを県企業局さんに事業化していただくというところが一つ、継続なんですけれども、大きなところだと捉えております。

そのほか、公共施設の跡地利活用のところで、適時ご報告させていただいておりますけれども、そういったところで企業さんと結びつけられるような動きというところで、今年度は小須賀団地の跡地が先日仮契約というふうになりましたので、この3月の議会の中で追加議案でお願いするような動きになっております。そういったところの報告ができればいいなとは思っています。

学校跡地も興味を示してくださる事業者さんが少し出始めてきているので、少し動き方として、令和7年度は少し足踏みという表現、私使っていたんですけれども、令和8年、動き出しになればいいなというふうに思っておりますので、柳沢委員が言うような

新しいところというよりは、もう一度令和7年度、ルーチン的なところはしっかりやりながら、企業訪問に行ったり、交渉をしっかりさせていただいたりしながら結びつきを出していければいいなと思っております。

以上でございます。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑は。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 積水の跡地でありますけれども、この688万5,000円は、測量設計の委託料ということで、設計の後は買収、そして道路整備、そういうものに二、三年、かかるんじゃないか、指折り数えてですね。その先に積水の跡地に事業所が何社か来るのかどうか。3年先ぐらいを想定した中で、既に今話があっても、3年先となると、いや、長いよねというような話にもなりかねないわけですね。見通し的にはどうなんでしょうね。

○中島直樹委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 道路アクセス関係のご質問かと思えます。

令和6年度補正予算で一度、今年度ですね、令和7年度の事業として境界の立会いですとか、測量、それから道路線形を決める道路設計のほうは行っておりまして、令和8年度につきましては、物件調査のほう、道路の線形が決まりましたんで、当たる物件の調査をさせていただくというところで委託料を計上させていただいております。

令和7年3月議会のときに、繰越しを含めたご説明の中で、そのときは確か私の記憶の中ですと、かなり前のめりに、今優良企業が来ていますというようなことで表現させていただいたんですけれども、令和7年度に入りまして、やはり相手方のほうの部分でお話が消えてしまったというところが正直なところなんですけれども、新たなところとやり取りはしている中で、やはりあそこは高台で非常に企業誘致するにはいいというところですか、どうしても土地の問題等もございますので、今年度の動きの中では、核となる地権者が土地をまとめている中で、やはり物件調査、物件補償、道路工事というところでは、工事のほうは、言い過ぎかもしれませんが、順調にいけば、道路は令和11年とか、そのぐらいなのかなというところを思っています。

ただ、市として先行投資をさせていただいて企業さんに来ていただきたいというところは各方面に出しておりますので、令和8年度はさらなる出し方を検討しながら、こち

らでも企業誘致に結びつけられるようにやっていきたいなど、ちょっと話がまとまらないんですけども、以上でございます。

○丑久保恒行委員 ありがとうございます。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 市債が計上されているね。企業誘致の場合は、企業は支払いするんだから、何でそれ、お金計上されているのは、何のための、どういうときに使うんですか。

○中島直樹委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 こちらにつきましては、東日本積水の跡地に企業さんに来ていただきたいので、そのために道路整備は市のほうで行うというところで考えていますので、企業さんに整備をしていただくとか、そういうことではないので、このケースについては、道路改良事業債という形で載せさせていただいて、それを充てるというようなケースで考えております。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

物価高騰により住民の生活は大変厳しい状況の中、国民健康保険特別会計への支援が少ない。また、国民健康保険は低所得者が多く加入し、ほかの医療保険に比べ国民健康保険税が高いという構造的な問題があります。国民健康保険特別会計への支援を増やすべきです。

次に、公立学童保育室の民間委託についてです。学童保育室を民間に任せるのではなく公立での運営を行い、働く人の賃金引上げやサービス向上を進めるべきです。

次に、窓口のキャッシュレス化についてです。自治体がキャッシュレスを導入することで、民間事業者に高い手数料を払うことになり、財政負担が増加するため、導入は中止すべきだと考えます。

以上、反対といたします。

○中島直樹委員長 ほかに討論はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 これより採決を行います。

議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

なお、午後は1時から始めます。よろしくお願いいたします。

午後 零時03分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○中島直樹委員長 時間になりました。午後の会議を始めます。

続きまして、議案第7号 令和8年度羽生市水道事業会計予算、別冊2を議題といたします。

水道課長に説明を求めます。よろしくお願いいたします。

水道課長。

○田口真也水道課長 水道課長の田口でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、同席する職員の紹介をさせていただきます。

工務係長の萩原でございます。

○萩原拓史工務係長 萩原です。よろしくお願いいたします。

○田口真也水道課長 説明に入らせていただきます。

恐縮ですが、着座で失礼します。

議案第7号 令和8年度羽生市水道事業会計予算について、別冊2 令和8年度羽生市水道事業会計予算書及び附属書類を基に、主なものをご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和8年度当初予算の概要について、主なものを申し上げます。

第2条業務の予定量といたしまして、(1)給水戸数が2万5,500戸、(2)年間総給水量が688万2,000立方メートルで、世帯数の増加傾向や企業の新規参入を考慮し、いずれも前年度に比べて増加の見込みとしております。

また、(4)主要な建設改良事業としまして、浄配水場の施設や設備の更新工事、配水管布設による管網整備工事、石綿セメント管など、老朽管の布設工事に対しまして6億9,971万円を計上しております。

次の第3条収益的収入及び支出と、2ページの第4条資本的収入及び支出の内容につきましては、26ページ以降の予算説明書において説明させていただきます。

3 ページをご覧ください。

第6条企業債といたしまして、建設改良事業を対象として、利率5%以内で6億円を限度として借入れを行うものとしております。

4 ページをご覧ください。

第11条、重要な資産の取得といたしまして、令和7年12月の全員協議会においてご報告させていただいたところですが、浄水場をはじめとする水道施設の更新について、方向性や事業スケジュールを定めた浄水場施設更新事業基本計画に基づきまして、中岩瀬配水場の配水能力を向上させるため、新たに建設する配水池の用地として3,394平方メートルの土地の取得を予定しております。

次にページが飛びます。15ページをご覧ください。

継続費に関する調書のうち、来年度新たに設定する事業を申し上げます。

先ほど申し上げましたが、浄水場施設更新事業基本計画に基づきまして、中岩瀬配水場の配水能力を向上させるための事業として、まず1つ目は、中岩瀬配水場配水ポンプ更新事業、事業費合計で2億6,400万円と中岩瀬配水場配水池等増設工事基本詳細設計事業、合計事業費1億6,500万円の2つの事業を令和8年度から9年度までの2か年継続費として新たに設定するものでございます。

また、次に、ページが飛びます。26ページをご覧ください。

こちらから令和8年度の予算説明書といたしまして、水道事業会計の収支の詳細について主なものを説明いたします。

まず、収益的収入及び支出は、営業活動に伴う料金収入や維持管理費用などの収益に

関する収支でございます。

初めに、収入の部です。

第1款水道事業収益の本年度予定額は15億8,373万8,000円で、前年度比9,168万円の増となります。

第1項営業収益のうち第1目給水収益は14億5,081万8,000円で、前年度比1億7,835万8,000円の増となります。給水人口全体としては、人口動態と同様に減少傾向にございますが、新規企業参入による水需要の増加を見込んでおります。

第2目加入金は7,247万9,000円で、前年度比435万6,000円の増となります。

続いて、27ページをご覧ください。

第2項営業外収益のうち、第2目他会計補助金はゼロ円で、前年度比7,080万円の減となります。令和7年度は物価高騰対策として、令和7年5月、6月の基本料金免除を対象とした一般会計からの補助額を当初予算で計上しておりましたが、現在のところ、令和8年度中に確定している基本料金免除などは予定されていないため、全額を計上しておりません。

続いて、28ページをご覧ください。

支出の部となります。

第1款水道事業費用の本年度予定額は14億3,743万7,000円で、前年度比1億1,006万円の増となります。

29ページをご覧ください。

第1項営業費用、第1目原水及び浄水費のうち委託料1億3,969万2,000円で、前年度比が2,913万2,000円の増となります。増額の主な要因としまして、右にございます浄水場及び配水場等運転管理業務委託料9,504万円、こちらは人件費の上昇だけでなく、3つの浄配水場や9つの地下水源などの年間を通じた運転管理に加え、これまで市が直接行っていた地下水を消毒するための薬品購入やクレーンの点検など、5つの業務を追加で委託しまして、より包括的な運転管理業務へ変更するため、前年度比2,613万6,000円の増となっております。

そのほか下にいきまして、浄水、配水、取水設備における機器点検と消耗品の交換を行う電気計装設備点検業務委託料1,870万円や大腸菌などの菌類や色、濁りなどの項目に加え、PFASと呼ばれる有機フッ素化合物を検査対象とした水質検査等業務委

託料1, 569万2, 000円などを計上しております。

次に、修繕費3, 000万円は、施設や設備等の突発的な故障などに対して緊急的に行う修繕工事費用で、近年の実績を考慮しまして、前年度比1, 400万円の減としております。

次に、下へいきまして受水費4億8, 769万4, 000円、これは行田浄水場から受水する県水の購入費で、令和8年4月から、1立方メートル当たり、税抜きで12.96円の値上げとなる影響で、前年度比1億1, 344万9, 000円の増となっております。

続いて、30ページをご覧ください。

第2目配水及び給水費のうち、委託料1, 720万3, 000円は、水道メーターが計量法による8年の満期を迎える前に交換作業を委託する満期量水器交換委託料で、前年度比171万5, 000円の減です。

次に、その下にいきまして修繕費4, 967万5, 000円は、前年度比304万5, 000円の増となります。主なもので、満期を迎える水道メーターを購入するための満期量水器購入費等1, 041万1, 000円や、その下、配水管などが漏水した場合に緊急的に行う修繕工事費用として配水管修繕工事費3, 900万円などを計上しております。

続いて、32ページをご覧ください。

第3目総係費のうち、委託料1億1, 267万7, 000円は、前年度比1, 177万9, 000円の減です。主なものといたしまして、水道メーターの検針、水道料金等の徴収、窓口対応などを行います検針等業務委託料3, 718万円、真ん中のほうにあります赤水等の発生を抑制するため、配水管内のさび等を除去する洗浄作業を行う配水管洗管業務委託料2, 475万円、下のほうにございます、令和3年3月の改正から5年が経過するため、水道事業の現状と将来展望を分析し、目指すべき方向性を示す水道ビジョンの見直しに加えまして、中長期的な経営の基本計画となる経営戦略も併せて改訂する水道ビジョン・経営戦略策定業務委託料2, 042万2, 000円などを計上しております。

続いて、35ページをご覧ください。

ここからが資本的収入及び支出として、建設改良費などの資産形成費や企業債などに関する収支となります。

まず、収入の部です。

第1款資本的収入の本年度予定額が6億4,528万1,000円で、前年度比2億1,596万5,000円の増となります。

第1項企業債6億円は、老朽管や水道施設の更新など建設改良事業に充てる借入りで、来年度以降においても事業費の増加が見込まれることを踏まえまして、前年度比2億円の増としております。

第2項他会計負担金528万円は、消火栓不足を解消するための消火栓設置工事に対する一般会計からの負担金で、前年度比528万円の増となります。

第4項工事負担金4,000万円、こちらは埼玉県が行う国道125号バイパスの整備工事において、併せて配水管を切り廻す工事を市が行う際に県から支払われる負担金で、前年度1,068万5,000円の増となります。

続いて、36ページをご覧ください。

支出の部となります。

第1款資本的支出の本年度予定額が12億3,268万9,000円で、前年度比1億814万9,000円の増となります。

第1項建設改良費、第1目配水管布設費のうち、下にございます委託料6,341万5,000円は、前年度比3,850万円の増となります。老朽管更新や管網整備に関する工事設計委託料4,994万円と、その下、老朽化が進む水道管の耐震化や更新の優先順位に関する管路耐震化・更新計画策定業務委託料1,347万5,000円を計上しております。

なお、この管路耐震化更新計画策定業務委託料は、令和7年度、8年度の2か年継続事業の2年目で、来年度中に策定できる見込みでございます。

次に、37ページをご覧ください。

工事請負費2億6,697万円は、前年度比110万円の増となります。管網整備としての配水管布設工事請負費で7,865万円、老朽管の更新として配水管布設替工事請負費で8,470万円、消火栓設置や埼玉県の工事関連として、その他工事請負費1億362万円を計上しております。

次に、第2目営業設備費の機械及び装置新設改良費5億3,636万円は、前年度比506万円の減となります。

主なものとして、第2浄水場中央監視操作施設等更新工事2億7,335万円と第

1・2浄水場ろ過ポンプ等更新工事1億1,781万円は、ともに令和7年度、8年度の2か年継続事業の2年目で、こちらも来年度中に工事が完了する見込みです。また、その下、令和8年度、9年度の新たな2か年継続事業の1年目として、中岩瀬配水場配水ポンプ更新工事7,920万円などを計上しております。

続いて、委託料7,901万3,000円は、前年度比2,489万3,000円の増となります。

主なものとして、新たに継続費に設定いたしております中岩瀬配水場の配水能力を向上させるための中岩瀬配水場配水池等増設工事基本・詳細設計業務委託料6,600万円のほか、中岩瀬配水場の配水池を増設するため、隣接した用地を拡張する際の用地測量業務委託料550万円、土地鑑定評価業務委託料36万3,000円、物件調査積算業務委託料165万円などを計上しております。

38ページをご覧ください。

第2項企業債償還金2億2,754万8,000円は、企業債の元金部分の支払いでございまして、前年度比1,701万2,000円の増となります。

以上で、令和8年度羽生市水道事業会計予算についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

○中島直樹委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業について、どういったものがあるのかお伺いたします。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 来年度の重点事項といたしましては、先ほども説明いたしました水道ビジョン・経営戦略策定業務委託料2,042万2,000円でございます。説明申し上げましたが、前回の改訂から5年経過しております。今後、水道事業の事業費が増加などしていくところで、経営戦略としての経営の基本となる部分も併せて改定し、安定した経営に努めていきたいと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑は。

松本委員。

○松本敏夫委員 先ほども私、話したんですけども、水道料金の一部免除がありますよ

ね、物価高対策として。あれで間違いがなく事務処理ができるか、それが一つと、それはできますというのが、間違えますとは言えないから、課長も恐らくそういう答弁はすると思うんだけど、それともう一つ、県水はまだ上がっていないと思うんだけど、羽生市の水道料金は上げましたよね。その苦情というのは、今のところ羽生市民からは湧き上がっていないのか、その辺の2点を教えてもらえればと思うんですけども。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 まず初め、基本料金免除の件で事務処理に間違いがないかということかと思いますが、間違いはなくやっております。今後も引き続き、何かございましたら、こちらも万全の体制を整えながら事務を進めていきたいと考えております。

2点目は、県水の値上げをする前に料金を値上げしたときの苦情というところですが、料金改定した後、前回の委員会でも申し上げたと思うんですが、あまり気づいていない方も多く、値上げしたタイミングではなくて、免除したタイミングで何だったんでしょうかという問合せはいただいておりますが、大きなクレーム等は今のところいただけていないという状況でございます。

○松本敏夫委員 じゃ、トラブルはないということだね。

○田口真也水道課長 今のところございません。

○松本敏夫委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑は。

川田委員。

○川田真也委員 何点かお聞きします。

6億円の企業債を発行して、中岩瀬の配水場を整備するというような感じなのかと思うんですけども、それとは別に、第1浄水場も1億円とかかけて2年間で修繕してという形で予算書が書いてあったかと思うんですが、第1は古いので、今後どうするのかなとは思っていたんですが、今回これだけお金をかけてやっていくよということは、今後残して活用していくという考えでよろしいでしょうか。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 12月の全員協議会で説明させていただきましたが、浄水場施設更新事業基本計画を昨年中に策定いたしました。その中で、第1浄水場の方向性につきましては、委員のおっしゃるとおり、かなり老朽化もしております。全面更新はせずに、

中岩瀬配水場、第2浄水場が更新ができた後は、市内への第1浄水場から水を配水することはやめて、更新はしていかないという方針を取らせていただいております。

ただ、それまでの間、やはり老朽化しているので、即時ストップとなりますと、市内への水の供給に、やはり今の現状、能力的にキャパがございますので、そこまではもたせていきたいというところで、ポンプ等の更新はやっていくというところがございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 詳しくありがとうございます。

そうすると、中岩瀬と第2の工事が終わった暁には、第1はもう閉鎖と理解しちゃってよろしいですね。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 閉鎖というところまではいかずに、防災用の水源の拠点という取扱いを今想定しております。将来的に地下水をくみ上げず、県水だけで市の水を賄っていききたいというふうに考えておまして、ただその際に、やはり災害、大規模なものが起こってしまったときに、地下水に頼るケースもあるかなというところで、第1浄水場の水源はある程度管理をしていきながら、いざというときにはそこからの水を取って、皆様に、全体的に配れるかどうかわかりませんが、応急的には対応できる水源として残していきたい考えでございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。

最後に、予算とはまたずれちゃうかもしれないんですけども、昨年夏から、関東地方とか太平洋側を中心に非常に雨が少なくて、渇水だというような感じで報道されておりました。利根川水系、行田浄水場の県水というのは利根川水系の水を使っているという理解をしているんですけども、今回の渇水で影響というのは、羽生市においてはなかったのでしょうか。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 今お話しのとおり、行田浄水場は利根川水系の水を使っております。報道にあったとおり、渇水は進んでいたんですが、私どもも埼玉県などに確認しました。利根川水系のダムには、草木ダムとかいろいろあるんですが、八ッ場ダムも含めて、全体的な貯水量が約35%を切ってくるタイミングで、埼玉県としても取水とか制限をするかどうかの判断をそこからスタートするという話でした。今回に関しては、そこは下

回っていなかったもので、特に制限はかからず、羽生市としては問題なく配水できております。

以上です。

○川田真也委員 ありがとうございます。

○中島直樹委員長 ほかに質疑は。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 先ほど更新のところで、石綿セメント管とかの更新工事をしますよというような説明があったと思うんですけども、来年度どのくらい進みそうなのかお伺いします。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 柳沢委員の質問に答える前に、川田委員の質問に対する回答の訂正で、貯水量は約30%でございました。失礼いたしました。貯水量が約30%を下回ったところで県が検討に入るところでございます。

老朽管の更新、来年度どれほど進むのかというところなんですが、なかなか全部が更新できないところではございますが、来年度も幾つかの箇所で行っていく予定でございます。

来年度は2か所予定しております。1か所が砂山地区で170メートル前後、もう一つが駅近くの中央1丁目、消防詰所から西に向かう道路のところで80メートルを予定しております。工事費で約8,140万円の予算で来年度更新していきたいと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 石綿セメント管はどれくらい残りそうなんですか。まだまだ残っている状況でしょうか。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 現在までで、7年度までで97.7%、石綿セメント管などが完了する予定でございまして、来年度、先ほど申し上げた工事が完了すると、97.9%まで進むというところでございます。

延長が、残りが2,630メートル、約2.6キロくらいが、まだ来年以降も残っているという予定でございます。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 基幹管路の耐震化というのはどれぐらい進みそうなんでしょうか。来年度終わる頃といいますかね。お伺いします。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 現在策定を進めております計画で、今後どれほどできるかというところで今策定を進めておるところなんです、来年度、どこまで進めるかは未定でございます。

現在の進捗率でいきますと、基幹管路と配水支管で耐震化が令和7年度末見込みで44.8%を見込んでおります。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

松本委員。

○松本敏夫委員 37ページなんですけれども、土地の購入費として2,400万円計上されているんですけども、どこの土地なんですか、これは。公有財産として計上されていますよね。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 中岩瀬配水場の南側、調整池沿いの農地です。対象者5名で約3,300平米を取得して、そちらに新しい配水池、丸い筒状のタンクを、同じ規模を造っていった能力を上げていきたいという計画でございます。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 これは、もう契約になって工事を始めているの。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 もちろん予算が承認いただいた後、これから正式な交渉で進めていきたいと考えております。

○松本敏夫委員 いいです。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第7号 令和8年度羽生市水道事業会計予算について反対の立場から討論します。

羽生市の基幹管路は耐震化率約44.8%で、まだまだ低い水準です。災害拠点となる避難所や病院などを優先的に早期に耐震化を進めるべきです。また、石綿セメント管が残っており、早期に交換すべきだと考えます。

以上で反対討論とさせていただきます。

○中島直樹委員長 ほかに討論はございますか。

[「ございません」と呼ぶ者あり]

○中島直樹委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休 憩

午後 1時35分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時35分 散会